

平成30年7月から 「視覚障害」に関する

身体障害者手帳の認定基準が変わります

ご注意ください

視覚障害の認定基準に関して、日本眼科医会、日本眼科学会等より、見直すべき点があるとの指摘がありました。

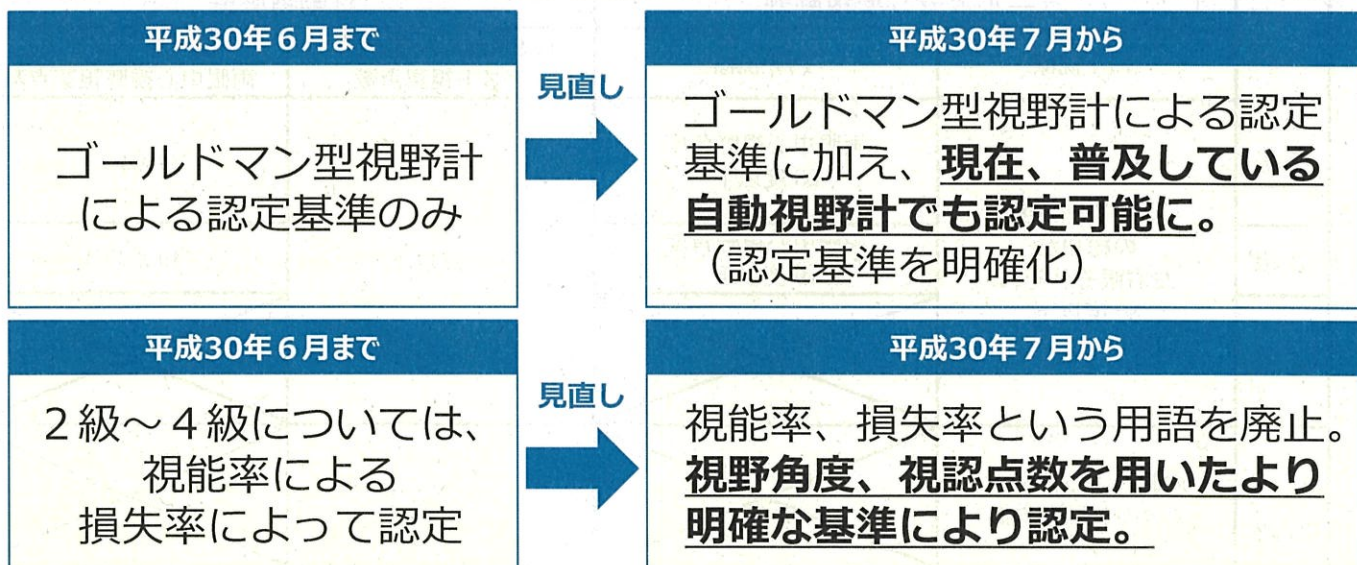
その指摘を受けて医学的見地から検討を行い、平成30年7月から身体障害者手帳の認定基準を、下記の通り見直すこととなりましたので、ご注意ください。

「視力障害」の認定基準について



※ 日常生活は両眼開放で行っている等の理由によって、上記のように判定方法を変更しました。

「視野障害」の認定基準について



平成30年7月1日以降に作成された診断書・意見書を添付した申請から新たな認定基準の対象になります。

なお、平成30年6月30日までの診断書・意見書で、京都独自基準により視野障害4級以上の認定を受け、再認定が必要とされた方※で、見直し後の基準で審査すると等級が下がる場合は、従前の京都独自基準による認定もできることとします。

※ 身体障害者福祉法施行令第6条第1項に規定する再認定の対象者

裏面に認定基準の一覧を掲載していますので、ご参照ください。

視覚障害の 具体的な 認定基準

見直し

上段

視力の和

下段

等級

【現行】

他方の 眼の 視力	良い方の眼の視力																
	0.1											0.2					
	0.09											0.18	0.19				
	0.08										0.16	0.17	0.18				
	0.07									0.14	0.15	0.16	0.17				
	0.06							0.12	0.13	0.14	0.15	0.16					
	0.05						0.1	0.11	0.12	0.13	0.14	0.15					
	0.04					0.08	0.09	0.1	0.11	0.12	0.13	0.14					
	0.03				0.06	0.07	0.08	0.09	0.1	0.11	0.12	0.13					
	0.02			0.04	0.05	0.06	0.07	0.08	0.09	0.1	0.11	0.12	0.22	0.32	0.42	0.52	0.62
	0.01		0.02	0.03	0.04	0.05	0.06	0.07	0.08	0.09	0.1	0.11	0.21	0.31	0.41	0.51	0.61
	0	0	0.01	0.02	0.03	0.04	0.05	0.06	0.07	0.08	0.09	0.1	0.2	0.3	0.4	0.5	0.6
		0	0.01	0.02	0.03	0.04	0.05	0.06	0.07	0.08	0.09	0.1	0.2	0.3	0.4	0.5	0.6

【平成30年7月〜】

他方の 眼の 視力	良い方の眼の視力																
	0.1											0.2					
	0.09											0.18	0.19				
	0.08										0.16	0.17	0.18				
	0.07									0.14	0.15	0.16	0.17				
	0.06								0.12	0.13	0.14	0.15	0.16				
	0.05						0.1	0.11	0.12	0.13	0.14	0.15					
	0.04					0.08	0.09	0.1	0.11	0.12	0.13	0.14					
	0.03				0.06	0.07	0.08	0.09	0.1	0.11	0.12	0.13					
	0.02			0.04	0.05	0.06	0.07	0.08	0.09	0.1	0.11	0.12	0.22	0.32	0.42	0.52	0.62
	0.01		0.02	0.03	0.04	0.05	0.06	0.07	0.08	0.09	0.1	0.11	0.21	0.31	0.41	0.51	0.61
	0~ 手動弁	0	0.01	0.02	0.03	0.04	0.05	0.06	0.07	0.08	0.09	0.1	0.2	0.3	0.4	0.5	0.6
		0~ 手動弁	0.01	0.02	0.03	0.04	0.05	0.06	0.07	0.08	0.09	0.1	0.2	0.3	0.4	0.5	0.6

	ゴールドマン型視野計		自動視野計	
	I/4 視標	I/2 視標	両眼開放エスターマン テスト視認点数	10-2プログラム 両眼中心視野視認点数
2級	周辺視野角度 の総和が 左右眼それぞれ 80度以下	両眼中心視野角度 28度以下	70点以下	20点以下
3級		両眼中心視野角度 56度以下		40点以下
4級		X		X
5級	両眼による視野が 2分の1以上欠損	両眼中心視野角度 56度以下	100点以下	40点以下
	X			

ご不明な点、その他の詳細については、以下の担当窓口までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

京都府 障害者支援課 認定・精神担当

電話 075-414-4732